

## 白山市特殊詐欺被害対策通話録音機等設置支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、高齢の市民が特殊詐欺の被害に遭うことを未然に防止するため、固定電話機に接続する通話録音機等の設置を支援する白山市特殊詐欺被害対策通話録音機等設置支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特殊詐欺 主に電話を用いて、不特定多数の者を欺いて財物を交付させる行為をいう。
- (2) 通話録音機 電話をした相手方に対し録音を行う旨の通知を行って通話内容を自動的に録音する機能を有する装置であって、固定電話機に接続して使用するものをいう。
- (3) AI録音機 通話内容を録音したデータを送信し、人工知能の解析により特殊詐欺の疑いがあると判断された場合には利用者の指定した電話番号等宛てに注意喚起の通知を行うシステムの端末装置であって、固定電話機に接続して使用するものをいう。

### (対象者)

第3条 事業の対象者（以下「対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有し、現に当該住所に居住していること。
- (2) 満60歳以上の者のみで構成される世帯に属する者であること。
- (3) 前号の世帯に属する全ての者について、市税の滞納がないこと。
- (4) 第2号の世帯に属する者全てが、白山市暴力団排除条例（平成24年白山市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団関係者でないこと。

### (事業内容)

第4条 市長は、対象者に対し、申請に応じて次に掲げる支援を行うものとする。

る。

(1) 通話録音機の貸出し

(2) A I 録音機の設置に対する補助

2 前項第2号のA I 録音機は、市長が指定した事業者のものに限るものとする。

(回数の制限)

第5条 対象者は、その属する世帯ごとに、前条第1項第1号に規定する支援又は同項第2号に規定する支援のいずれかを1回に限り受けることができる。ただし、同項第1号に規定する支援が終了し通話録音機を返却した後に同項第2号に規定する支援を受ける場合は、この限りでない。

(貸出しの申請)

第6条 通話録音機の貸出しを受けようとする者（以下「貸出申請者」という。）は、白山市通話録音機貸出申請書（様式第1号）に個人情報確認同意書（様式第2号）を添えて市長に申請するものとする。

(貸出しの決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、貸出しを適当と認めるときは、白山市通話録音機貸出決定通知書（様式第3号）により貸出申請者に通知するとともに、無料で通話録音機の貸出しを行うものとする。

2 前項の貸出しを行う期間は、1年を限度とする。

(通話録音機の管理等)

第8条 貸出申請者は、善良な管理者の注意をもって貸出しを受けた通話録音機を使用及び管理しなければならない。

2 貸出しを受けている期間における通話録音機の維持管理及び使用に要する費用は、貸出申請者が負担する。

3 貸出しを受けた通話録音機を破損し、又は滅失したときは、貸出申請者は、速やかに市長に報告するとともに、自己の負担においてこれを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

4 貸出申請者は、通話録音機を他に譲渡し、貸与し、又は担保に供する等貸出しの目的以外に使用してはならない。

(補助対象費用)

第9条 第4条第1項第2号の補助の対象となる費用は、A I 録音機を設置する際に要する初期工事費用とする。

(補助金の額)

第10条 前条の費用に対する補助金の額は、同条の費用のうち他の補助金によってまかなわれる部分以外の部分とし、11,000円を限度とする。

- 2 補助対象費用に第4条第2項の規定により市長が指定した事業者（以下「指定事業者」という。）以外の者に支払うべき費用が含まれる場合における補助金の額は、指定事業者に支払うべき費用にあつては8,800円を、指定事業者以外の者に支払うべき費用にあつては2,200円を限度とする。

(補助の申請)

第11条 A I 録音機の設置に係る補助を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、白山市A I 録音機設置補助金交付申請書（様式第4号）に個人情報確認同意書を添えて市長に申請するものとする。

(補助金の交付決定)

第12条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その旨を白山市A I 録音機設置補助金交付決定（却下）通知書（様式第5号）により補助申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、指定事業者に対し、補助金の交付決定をした旨及び当該交付決定を受けた者の連絡先等を通知するものとする。

(A I 録音機の設置)

第13条 指定事業者は、前条第2項の規定による通知があつたときは、速やかに補助申請者の指定する固定電話機にA I 録音機を設置する工事を実施するものとする。この場合において、設置工事の際の現地の状況又は固定電話機、電話回線その他周辺機器の状況によりA I 録音機の設置ができないと指定事業者が認めたときは、その旨を補助申請者に通知するものとする。

(実績報告及び補助金の請求)

第14条 指定事業者は、前条の規定による設置工事が完了したときは、当該

設置工事を行った実績を月ごとにとりまとめて、補助申請者に代わって、白山市A I 録音機設置支援事業実績報告書兼補助金請求書（指定事業者用）（様式第6号）に必要な書類を添えて市長に実績報告及び補助金の請求をするものとする。ただし、指定事業者以外の者に支払うべき費用に対する補助金の請求は、することができない。

- 2 前条ただし書の費用に対する補助金を請求する必要があるときは、補助申請者は、白山市A I 録音機設置支援事業実績報告書兼補助金請求書（本人用）（様式第7号）に必要な書類を添えて市長に当該費用に係る実績報告及び補助金の請求をするものとする。

（補助金の交付）

第15条 市長は、前条第1項の規定による請求があったときは、その内容を審査の上、指定事業者に直接補助金を交付するものとする。

- 2 市長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その内容を審査の上、補助申請者に対し、指定事業者以外の者に支払うべき費用に係る補助金を交付するものとする。

（調査）

第16条 市長は、必要があると認めるときは、貸出しを行った通話録音機及び設置に係る補助金を交付したA I 録音機に係る調査を行うことができる。

（決定の取消し等）

第17条 市長は、第7条第1項の規定による貸出決定又は第12条第1項の規定による補助金交付決定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により貸出決定又は補助金交付決定を受けたとき。
- (2) A I 録音機を設置できないことが判明したとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

- 2 前項の規定により貸出決定又は補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に通話録音機を貸出済であるとき又は補助金を交付済であるときは、市長は、貸出申請者又は補助申請者に対し、通話録音機の返却又は補助金の返還を求めるものとする。

（その他）

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、白山市補助金交付規則（平成17年白山市規則第52号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年7月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

（表）

年 月 日

（宛先）白山市長

白山市通話録音機貸出申請書

次のとおり通話録音機の貸出しを受けたいので、白山市特殊詐欺被害対策通話録音機等設置支援事業実施要綱第6条の規定により申請します。

申請にあたっては、通話録音機貸出しに伴う誓約事項に同意します。

申請者 (使用者)	ふりがな			
	氏名			
	住所	(〒 — )		
	機器設置電話番号			
	連絡先			
	生年月日		年齢	歳
使用者の世帯状況	<input type="checkbox"/> 60歳以上の者の単身世帯 <input type="checkbox"/> 60歳以上の者のみの世帯 <input type="checkbox"/> その他 ( )			

代理申請 ※上記使用者以外からの申請の場合は、裏面の注意事項について使用者の同意を得たうえで、以下もご記入ください。

代理申請者	ふりがな			
	氏名			
	住所	(〒 — )		
	連絡先	自宅電話番号 携帯電話番号		
使用者との関係	親族（続柄 ）・親族以外（続柄 ）			

(裏)

### 通話録音機貸出に伴う誓約事項

- 1 申請書の内容を確認するため、申請者の本人確認書類の提示を求められた場合は、これに応じます。
- 2 通話録音機は、あらかじめ申請した場所以外では使用しません。
- 3 通話録音機の設置又は使用等により他の機器に不具合又は故障等が発生した場合の損害は、使用者が負担します。
- 4 通話録音機設置することにより発生する光熱費等は、使用者が負担します。
- 5 使用者の故意又は過失により通話録音機が故障した場合は、使用者の負担で修理又は交換を行います。
- 6 通話録音機をこの事業の目的に反して使用、転貸、譲渡、売却又は担保に供しません。
- 7 住所、電話番号等に変更があった時、通話録音機が故障、破損又は紛失した時は、速やかに白山市に届け出ます。
- 8 通話録音機が設置できなかった時、貸与の要件に該当しなかった時（市外に転出した時など）や通話録音機を利用しなくなった時は、速やかに白山市に通話録音機を返却します。
- 9 申請内容に虚偽があった場合や不正な手段により通話録音機の貸与を受けた時は、速やかに白山市に通話録音機を返却します。
- 10 申請内容の確認を行うため、市が住民基本台帳等の個人情報を利用することに同意します。

問合せ先 白山市市民生活部地域安全課  
電話番号

様式第2号（第6条、第11条関係）

年 月 日

（宛先） 白山市長

個人情報確認同意書

申請者	ふりがな		
	氏名		
住所	（〒 - ） 白山市		
生年月日	年 月 日生	性別	男・女
電話番号	- -		

白山市特殊詐欺被害対策通話録音機等支援事業の利用を申請するに当たり、当該事業の利用資格審査のため、市及び関係機関が保有する私（及び同一の世帯に属する者全員）に係る次の個人情報を確認することに同意します。

確認に同意する個人情報

- (1) 住民基本台帳に記録されている情報
- (2) 納税状況に関する情報
- (3) 暴力団との関係に関する情報



様式第3号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

白山市長

白山市通話録音機貸出決定通知書

年 月 日付けで申請のあった通話録音機の貸出について、次のとおり決定したので、白山市特殊詐欺被害対策通話録音機等設置支援事業実施要綱第7条第1項の規定により通知します。

貸出の可否	可 ・ 不可
不可の理由	

様式第4号（第11条関係）

（表）

年 月 日

（宛先）白山市長

白山市A I 録音機設置補助金交付申請書

次のとおり白山市A I 録音機の設置に係る補助金の交付を受けたいので、白山市特殊詐欺被害対策通話録音機等設置支援事業実施要綱第11条の規定により申請します。

申請者 (使用者)	ふりがな			
	氏名			
	住所	(〒 - )		
	機器設置電話番号			
	連絡先			
	生年月日		年齢	歳
使用者の世帯状況	<input type="checkbox"/> 60歳以上の者の単身世帯 <input type="checkbox"/> 60歳以上の者のみの世帯 <input type="checkbox"/> その他 ( )			

代理申請 ※上記使用者以外からの申請の場合は、裏面の注意事項について使用者の同意を得たうえで、以下もご記入ください。

代理申請者	ふりがな			
	氏名			
	住所	(〒 - )		
	連絡先	自宅電話番号 携帯電話番号		
使用者との関係	親族（続柄 ）・親族以外（続柄 ）			

申請金額 \_\_\_\_\_ 円

(裏)

### A I 録音機貸出に伴う誓約事項

- 1 「補助金の請求及び受領」「補助金の交付決定及び取消しの通知受理」に係るすべての権限（ただし、指定事業者以外の者に支払うべき費用に対する補助金に係るものを除く。）を指定事業者に委任します。
- 2 補助対象費用以外に必要な費用は、自己負担します。
- 3 A I 録音機を設置するに当たり、住所、氏名等が記載された本申込書の写しを指定事業者へ送付することを承諾します。
- 4 A I 録音機に係る機能を利用するに当たり、当該機能の通知先サービスの通知先として、白山市指定の通知先を追加します。
- 5 指定事業者が、電話機や電話回線その他周辺機器の状況により A I 録音機を取付けられないと認めた場合又は           年    月    日までに取付けられないと認めた場合は、本申請を取り下げます。
- 6 特殊詐欺を撲滅する目的の範囲内において行う利用状況に係るアンケート調査に協力し、これら情報が当該目的以外に利用されないことを前提に個人が特定できない形で白山市に報告することを承諾します。
- 7 その他、A I 録音機に係る指定事業者の利用規約等に従います。

問合せ先 白山市市民生活部地域安全課  
電話番号

様式第5号（第12条関係）

第 号  
年 月 日

様

白山市長

白山市A I 録音機設置補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった白山市A I 録音機設置補助金の  
交付について、次のとおり決定したので、白山市特殊詐欺被害対策通話録音機  
等設置支援事業実施要綱第12条第1項の規定により通知します。

交付予定額 \_\_\_\_\_ 円

却下理由

様式第6号（第14条関係）

年 月 日

（宛先）白山市長

所在地

名 称

代表者

⑩

白山市A I 録音機設置支援事業実績報告兼補助金請求書（指定事業者用）

年 月において次のとおりA I 録音機の設置を行ったので、白山市  
特殊詐欺被害対策通話録音機等設置支援事業実施要綱第14条第1項の規定に  
より実績報告及び請求します。

- 1 設置台数 \_\_\_\_\_ 台
- 2 補助対象経費 \_\_\_\_\_ 円  
内訳（@ \_\_\_\_\_ × \_\_\_\_\_ 台）
- 3 設置先及び対応する補助金決定通知書の番号の一覧 別添のとおり
- 4 請求額 \_\_\_\_\_ 円
- 5 振込口座

金融機関名	銀行 金庫 農協	本店 支店
口座の種類	当座	・ 普通
口座番号		
口座名義人	(フリガナ) .....	

様式第7号（第14条関係）

（表）

年 月 日

（宛先）白山市長

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

白山市A I 録音機設置支援事業実績報告兼補助金請求書（本人用）

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記の件について、次のとおり実績報告及び請求します。

設 置 年 月 日	年 月 日
設 置 場 所	<input type="checkbox"/> 上記住所地に同じ <input type="checkbox"/> 上記住所地と異なる場合 白山市
補 助 年 度	年度
交 付 請 求 額	円

上記の請求額については、次の口座にお振込みください。

金 融 機 関 名	銀行 金庫 農協	本店 支店
口 座 の 種 類	当座	・ 普通
口 座 番 号		
口 座 名 義 人	(フリガナ)	

注1 振込先口座は請求者名義の口座に限ります。

注2 A I 録音機設置日から6か月以内に請求してください。

(裏)

添付書類

1 領収書その他の支払を証する書類の写し

2 振込先の通帳の写し（金融機関名、口座番号及び口座名義人がわかる箇所）